

第 6288 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月26日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 耐用年数の短縮

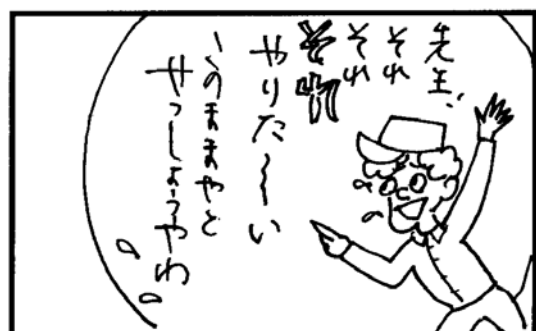
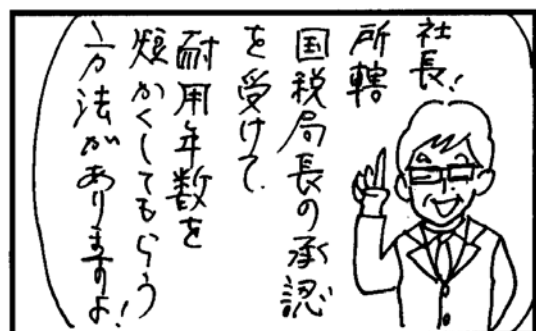
Q : 減価償却は、法定耐用年数より短い年数ですることはできないのですか？

A : 所轄国税局長の承認を受けたときは、その承認された期間で減価償却することが認められます。

【解説】

法人税では、減価償却費を計算する場合の法定耐用年数が定められていますので、通常は、法定耐用年数を用いて減価償却しなければならないのですが、次の場合に該当し、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短く(おおむね10%以上)なったという場合に、所轄国税局長の承認を受けたときは、耐用年数の短縮が認められます。

- ①種類等を同じくする他の減価償却資産の通常材質等と著しく異なること
- ②その資産の存する地盤が隆起又は沈下したこと
- ③その資産が陳腐化したこと
- ④その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと
- ⑤その資産が通常修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと
- ⑥同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なること
- ⑦その資産が機械及び装置で、耐用年数省令別表第2に特掲された設備以外のものであること
- ⑧その他上記①～⑦に準ずる事由



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】